

事 務 連 絡
平成 25 年 2 月 25 日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消 防 庁 予 防 課

消防法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う留意事項について

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等（以下「改正政令案等」という。）について、平成 24 年 12 月 28 日（金）から平成 25 年 1 月 26 日（土）までの間においてパブリックコメントを実施したところですが、今般の改正により、消防法施行令第 11 条第 3 項第 2 号に規定される屋内消火栓設備（いわゆる 2 号消火栓）に係る技術上の基準は同号イに規定されることとなり、さらに同号ロを追加し、工場や倉庫等以外の防火対象物において屋内消火栓の設置間隔を 25m 以下とすることができる技術上の基準を新たに規定すること等としています。

改正政令案等において、屋内消火栓設備の技術上の基準に係る改正規定の施行日は平成 25 年 10 月 1 日を予定していることから、消防法第 17 条第 2 項の規定に基づき、屋内消火栓設備の技術上の基準に関して附加条例を設けている市町村におかれましては、当該改正規定の施行日までに、条項ずれ等に伴う条例の改正等が必要となる場合がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

改正政令案等の公布につきましては、平成 25 年 3 月下旬を目途に予定していることを念のため申し添えます。

パブリックコメント実施時点の改正政令案等の内容につきましては、下記 URL よりご確認願います。なお、パブリックコメントの結果を踏まえ、内容が変更となる場合がありますのでご留意ください。

「消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2412/241227_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

総務省消防庁予防課設備係 担当：守谷、竹本、尾上 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533 E-mail：k.onoue@soumu.go.jp
